

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第18条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

第21条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第45条第3号中「前2号」を「前号に規定するもののほか、第1号及び第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第51条及び第52条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第51条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る改正後の第45条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「乳児室及び」とあるのは「乳児室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき1.65平方メートル以上、」とすることができる。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されること等に伴い、保育所の運営に関する基準及び乳児室等の面積の基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。